

拉致問題ニュース

特定失踪者とは？

何故 **拉致被害者** として認定されないのか？？



失踪者 藤田 進さんの場合 2

S 31 (1956). 6. 16 生 S 51 (1976). 2. 7 失踪

県立浦和高校卒 東京学芸大 1年 (19歳) のときアルバイトに行く為、川口市内の自宅を普段と変わりなく出かけたまま行方不明になる

脱北者が持ち出した1枚の写真、「法人類学的に見て同一人の可能性が極めて高い」との鑑定結果に加え、北朝鮮国内で「藤田進さんを見た」との証言も得られた。

元北朝鮮工作員：安明進氏は「2004年夏に公開された藤田進さんの写真を見て、私はすぐにピンときた。いつも大学で、市川修一さんと親しくしていた日本人教官とそっくりだったからだ」（「新証言・拉致」安明進著 廣済堂出版 p158）

写真を持ち出した脱北者も「平壤の工作員養成機関で日本語教官をしていたと聞いた」と証言をしている。（2004.8.3 産経新聞）

藤田進さんが失踪した当時、昭和51年(1976)1月末、新潟県佐渡島沖を航行する北朝鮮工作船が確認されている。船の無線交信を解析したところ、横田めぐみさんが拉致された昭和52年(1977)11月頃補足された交信状況と酷似していたことも捜査の結果明らかになっている。この昭和51年~55年という時期は、日本国内において、在日朝鮮人を国内工作員として使い、日本人拉致事件が頻発している時期である。

では、藤田進さんは、自宅のある川口からどのようにして、北朝鮮へと連れ出されたのだろうか。実は実行犯と思われる人物の証言がでてくるのである



次回へ つづく

日本政府による拉致の認定基準とは？

1. 北朝鮮の国家的意思が推認される（北朝鮮の関与が推測されるということ）
2. 1を踏まえた上で、本人の意思に反して北朝鮮にいることを余儀なくされている
3. 北朝鮮にいることが明らかであること

以上3点、全てがクリアされなければ拉致被害者として認定されないのが現状です。
でも・・・

北朝鮮が「はい、拉致をしました」と認めるでしょうか？
日本にいない、北朝鮮が隠していて会うこともできない人に
どのように意思確認をすればよいのでしょうか？

不可能に近いですね・・・



**Q：特定失踪者とはどのような人達なのですか？
普通の行方不明者とは何が違うの？**

A：民間団体『特定失踪者問題調査会』に寄せられた行方不明者の中で、様々な調査・
情報収集の結果、北朝鮮による拉致の疑いが非常に濃厚な人達のことを言います。

1. 北朝鮮での目撃情報がある
2. 本人も気づかぬままに、在日朝鮮人組織等と何らかの接点があった
3. 北朝鮮から脱北者が持出した写真により失踪者本人とほぼ確認された
4. 失踪・自殺をする理由もなく、本人が一度も行ったことのない日本海側の
海岸で遺留品が見つかった 等、いくつかの共通する特徴があります。



Q：政府が把握していないのに拉致の疑いが濃厚ということなどあるのでしょうか？

A：2002年に小泉首相訪朝後、帰国をした被害者の1人、曾我ひとみさんは
政府が拉致認定をしていた拉致被害者ではなく、
北朝鮮から名前が出るまで普通の行方不明者とされていました。
又、脱北者・亡命者は、17名の認定被害者以外の日本人を北朝鮮国内で見た
という情報を多く語っています。

拉致問題解決の為に、あなたにもできることがあります

拉致問題を知ってください 知ったことを知らないでいる人に伝えてください

ブルーリボンをバッグ・帽子・洋服などにつけてください 拉致問題のアピールになります

ブルーリボンの青は、被害者と家族を隔てる日本海の青、被害者と家族を結ぶ空の青 です